（積立金管理業務に関する帳簿に係る事項）

第十三条の十　法第十五条の十六の帳簿は、推進機関が備え付け、積立金管理業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

2　前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

3　法第十五条の十六の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者（以下この項において「積立者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　積立者の識別番号

三　積立者が積み立てた解体等積立金の額

（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条　法第十六条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一～三　［略］

四　特定契約申込者が、次に掲げる事項を当該特定契約の内容とすることに同意しないこと。

イ～ニ　［略］

ホ　特定契約申込者（法人である場合にあっては、その役員又はその経営に関与している者を含む。）が、暴力団等に該当しないこと、及び暴力団等と関係を有する者でないこと。

ヘ　特定契約申込者が、特定契約電気事業者以外の電気事業者に対しても特定契約の申込みをしている場合、又は特定契約電気事業者以外の電気事業者と特定契約を締結している場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　特定契約申込者が、電気事業者ごとに供給する予定の一日当たりの再生可能エネルギー電気の量（以下この(1)及び(2)において「予定供給量」という。）又は予定供給量の算定方法（予定供給量を具体的に定めることができる方法に限る。(2)において同じ。）をあらかじめ定めること。

(2)　［略］

ト　［略］

チ　特定契約申込者に係る法第九条第四項の認定（以下この条において単に「認定」という。）がその効力を失った場合に、特定契約電気事業者が当該特定契約を解除できること。

リ・ヌ　［略］

五　特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約に当たって、当該特定契約申込者が、自らの認定発電設備の所在地、出力その他の当該認定発電設備と被接続先電気工作物（当該特定契約申込者が自らの認定発電設備と電気的に接続を行い、又は行おうとしている特定契約電気事業者の事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物をいう。）とを電気的に接続するに当たり必要不可欠な情報を提供しないこと。

［新設］

（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条　法第十六条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一～三　［略］

四　特定契約申込者が、次に掲げる事項を当該特定契約の内容とすることに同意しないこと。

イ～ニ　［略］

ホ　特定契約申込者（法人である場合にあっては、その役員又はその経営に関与している者を含む。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者、又はこれらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団等」という。）に該当しないこと、及び暴力団等と関係を有する者でないこと。

ヘ　特定契約申込者が、特定契約電気事業者以外の電気事業者に対しても特定契約の申込みをしている場合、又は特定契約電気事業者以外の電気事業者と特定契約を締結している場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　特定契約申込者が、電気事業者ごとに供給する予定の一日当たりの再生可能エネルギー電気の量（以下「予定供給量」という。）又は予定供給量の算定方法（予定供給量を具体的に定めることができる方法に限る。(2)において同じ。）をあらかじめ定めること。

(2)　［略］

ト　［略］

チ　特定契約申込者に係る法第九条第三項の認定（以下この条において単に「認定」という。）がその効力を失った場合に、特定契約電気事業者が当該特定契約を解除できること。

リ・ヌ　［略］

五　特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約に当たって、当該特定契約申込者が、自らの認定発電設備の所在地、出力その他の当該認定発電設備と被接続先電気工作物（当該特定契約申込者が自らの認定発電設備と電気的に接続を行い、又は行おうとしている特定契約電気事業者の事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物をいう。以下同じ。）とを電気的に接続するに当たり必要不可欠な情報を提供しないこと。